

各務原市自治会連合会活動事業補助金交付要綱

(平成18年4月12日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、自治会連合会活動を充実させ、行政事務を円滑に推進するために、予算の範囲内で各務原市自治会連合会活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、各務原市自治会連合会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助事業者が行う次の事業とする。

- (1) 市との円滑な連絡調整及び協調に関する事業
- (2) 自治会運営の調査研究並びに資料及び情報の交換に関する事業
- (3) 自治会長の職務の研修に関する事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の経理等)

第5条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助対象事業が完了した日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。